



福岡医発第1129号(地)
平成27年 7月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

一類感染症等への感染が疑われる患者が発生した場合における
情報管理の徹底について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本件は、国内において、今後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症への感染が疑われる患者が発生した場合、厚生労働省又は都道府県等が、患者等に関する情報を公表するまでは、当該患者本人やご家族等のプライバシー保護等の観点から、患者等の情報の共有は関係者（保健所を管轄する自治体、医療機関、警察、消防等）間にとどめ、情報管理を徹底し、マスメディア等危機管理対応に直接関与しない第三者への提供は避けていただくようお願いするとともに、公表後につきましても同様の観点から、情報管理を徹底し、二次感染の拡大防止のため必要最小限度の情報を除き、第三者への提供は避けていただくようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

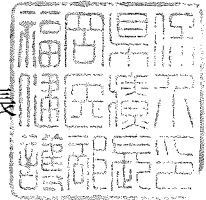
小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



一類感染症等への感染が疑われる患者が発生した場合における
情報管理の徹底について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添（写）のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

公表前に患者等の情報について共有する場合は、関係者間にとどめ、非公開情報であることを付し、情報管理を徹底していただくとともに、第三者への提供（疑い患者の発生の有無も含め対外秘情報）は避けるようお願いいたします。

また、公表後につきましても情報管理を徹底していただくとともに、二次感染の拡大防止のため必要最小限度の情報を除き、第三者への提供は避けるようお願いいたします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

なお、下記の医療機関に対しては、当課から直接通知していますので申し添えます。

記

○ 感染症指定医療機関

独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院
独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院

福岡県保健医療介護部保健衛生課

感染症係 中山

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡
平成 27 年 7 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

一類感染症等への感染が疑われる患者が発生した場合における情報管理の徹底について

国内において、今後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「一類感染症等」という。）への感染が疑われる患者が発生し、貴部局が対応するに当たり得られた当該患者等の情報については、情報管理が徹底されていることと認識していますが、あらためて、下記に留意の上、当該情報を取り扱うよう、関係機関への周知等を含め、御協力をお願いします。

記

厚生労働省又は都道府県等が、患者等に関する情報を公表するまでは、当該患者御本人や御家族等のプライバシー保護等の観点から、患者等の情報の共有は関係者（保健所を管轄する自治体、医療機関、警察、消防等）間にとどめ、情報管理を徹底するとともに、マスメディア等危機管理対応に直接関与しない第三者への提供は厳に避けること。

また、厚生労働省等による公表後も、同様の観点から、情報管理を徹底するとともに、二次感染の拡大防止のため必要最小限の情報を除き、危機管理対応に直接関与しない第三者への提供は厳に避けること。